

地域福祉推進計画について

南風原町こども課

- 1) 地域福祉について
- 2) 地域福祉計画について
- 3) 南風原町地域福祉推進計画について
- 4) 評価について

1) 地域福祉について

背景

- 少子高齢化、核家族化、地域社会の希薄化、雇用環境の変化等に伴い血縁、地縁、社縁の脆弱化が起きている。
- 社会的孤立、ひきこもり、8050やダブルケア、虐待などの問題が顕在化している。

一方で、自立・自助の取組や行政の各分野の制度を拡充していくことだけでは、増加・多様化する福祉ニーズに対応することは難しい。

誰もが安心して暮らせる地域のために、福祉基礎構造の改革が必要

地域住民や地域に関わる組織・団体など、全てのものが主役となって共に生き、支え合う地域づくりを みんなで進めていく

⇒ この地域福祉の考え方が、法律に明文化された。（2000年）

地域福祉について

社会福祉法

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、**地域住民が相互に**人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 **地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）**は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の**活動に参加する機会が確保される**ように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 **地域住民等は**、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を**把握し**、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との**連携等によりその解決を図るよう特に留意する**ものとする。

■ポイント

- ・ 地域福祉は多様な主体で協働・推進していくもの
⇒ その中には地域住民も含まれる！

(地域住民側) 福祉は行政が全てやるものではない

(行政側) 福祉は行政処分ですべて対応するものではない

2) 地域福祉計画について

地域福祉計画について

○社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 **市町村**は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 **地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項**
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■ポイント

- ・市町村が計画的に地域福祉を推進することを目的として策定する
- ・福祉の各分野における共通して取り組むべき事項を記載する計画

⇒福祉の各分野の上位計画として位置づけ

⇒基本方針や共通理念、**共通の基盤を定める**

地域福祉計画について

○社会福祉法（抄） （市町村地域福祉計画）

第107条

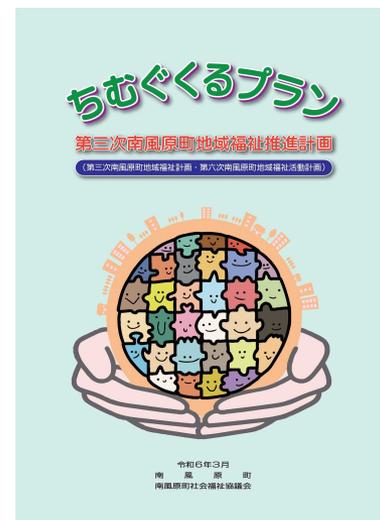
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、**調査、分析及び評価を行うよう努める**とともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■ポイント

定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要

- ⇒ **地域にどれほどの変化を与えたのか**
- ⇒ **連携がどれくらい動くようになったのか** 等



3) 南風原町地域福祉推進計画について

南風原町地域福祉推進計画（ちむぐるプラン）について

【改めて地域福祉とは】

年齢、性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず誰もが住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと安心して暮らせるよう共に生き、支え合う地域づくりをみんなで進めていく

この「地域福祉」の推進が
計画の目的（理念）



ちむぐるプランの理念

地域に暮らす**住民同士が、他人の困りごとを「我が事」と**思い、ちむぐるの心を大切にすることが増えていくことで、南風原町内に「ちむぐる」の精神が当たり前なこととして浸透し、**支え合いの輪**が、若い世代や子育てで忙しい世代を含めた**全ての世代**、さらに、次代を担う子どもたちにも**つながり、笑顔あふれる福祉のまち**となることを目指します。

南風原町地域福祉推進計画（ちむぐるプラン）について

基本目標 1

共に
支え合える
まちづくり

一人ひとりの福祉意識を高めるほか、地域福祉の取組を支えていく体制づくりが必要

- 各字・自治会を中心とした地域福祉への住民参加の仕組みづくり
- 福祉意識の高揚やボランティア活動の推進
- 関係団体の活動支援 など

基本目標 2

自分らしく
自立して
暮らせる
まちづくり

いつまでも自分らしく自立した生活を送るため、必要な人に必要な支援が届くことが重要

- 支援を必要とする人が相談しやすい環境づくり
- 相談が困難な方等も声を拾い、必要な支援を受けられる仕組みづくり
- 情報提供の充実、サービスの量的整備や質の向上
- 生活困窮世帯等への支援や子どもの孤立対策、権利擁護の推進
- 包括的相談支援体制の構築 など

基本目標 3

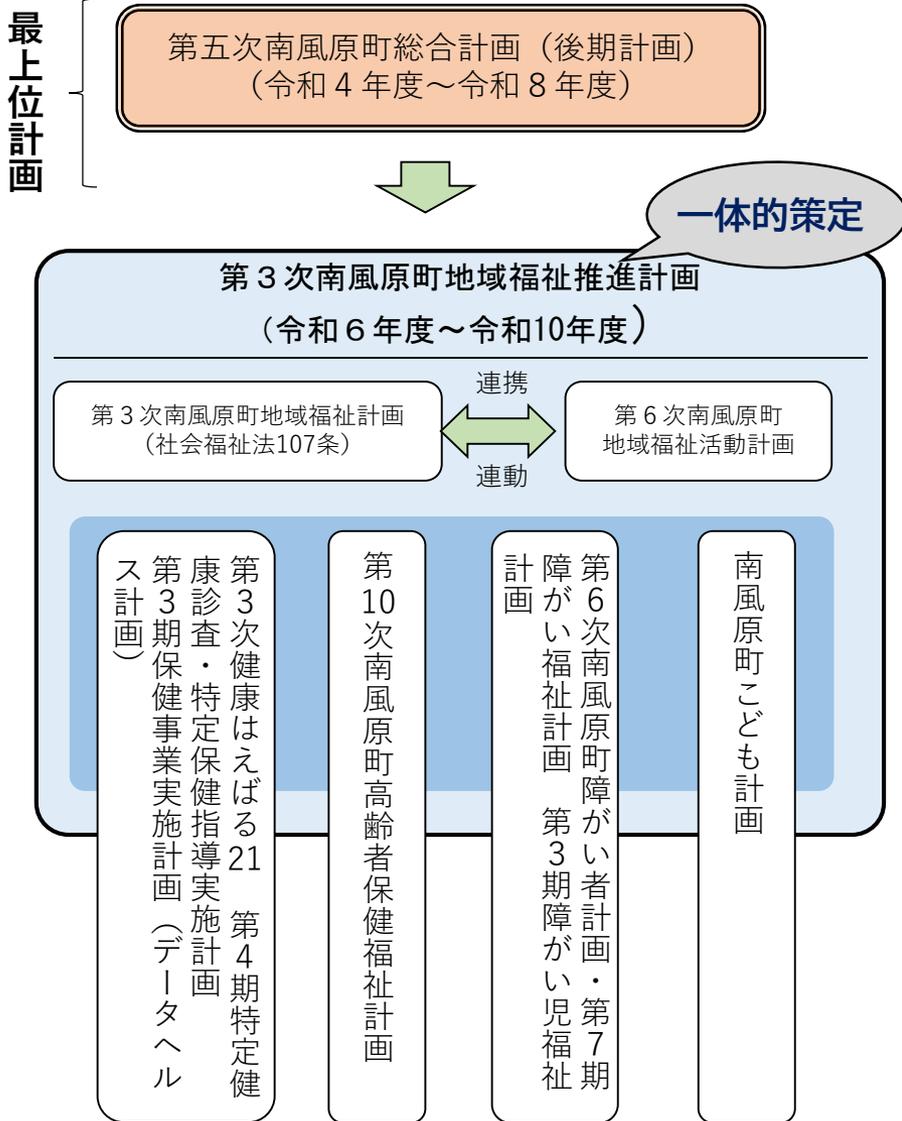
安全・安心な
人にやさしい
まちづくり

地域の生活環境を整えるとともに、地域防災や地域防犯が地域の安心した生活のために必要

- 地域における防犯・防災対策の推進
- 移動支援・交通環境の充実 など

南風原町地域福祉推進計画（ちむぐるプラン）について

【計画の位置づけ】



【期間】

令和6年度～令和10年度までの
5カ年計画

一体的策定

町が作る「地域福祉計画」は地域福祉を推進するための理念や方向性を定めるものであり、それを実行するための住民などの活動や行動のあり方を定める社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とは両輪の関係です。
より密接に連動させて取組を進めるため、一体的に計画を策定しています。

個別計画との関係

- 各分野の個別計画と連携・整合性を保ち、
■横断的に進めるべき内容とその方向性
- 個別計画を円滑かつ効果的に推進するための共通基盤としての取組
- 各分野の制度の狭間の課題に対する対応
などを示しています。

4) 評価について

評価について

【評価の流れ】

- ①各課・社会福祉協議会の取組実績を記載し、まず自己評価を行う。
- ②評価委員会にて取組と評価について意見や助言をいただく。
- ③意見や助言を各課・社会福祉協議会にフィードバックし、自己評価だけでなく外部意見も踏まえ、今後の取組に活かす。

【評価基準】

取組の実施状況について、担当課と社協による「A」「B」「C」「D」の4段階評価を行い、課題等の抽出を実施します。

評価	基準
A	計画どおりに実施できた
B	概ね実施しているが、やや不十分な点がある
C	一部しか実施できず、不十分な点が多い
D	実施できなかった



評価について

【今後の方向性】

各取組については、自己評価を実施した上で、今後の方向性を①～⑥の分類から選択しています。

※自己評価で「C」「D」の取組は分類③以外を必ず選択

分類	方向性
①	事業規模拡大
②	改善しながら実施
③	現状のまま継続
④	事業規模縮小
⑤	事業廃止
⑥	事業完了

「③」以外の取組について、方向性の具体的な内容を評価シートに記入しています。

評価について

【スケジュール案】

項目	令和7年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
(1) 事前準備										
a) 公募委員募集		■								
b) 各事業評価（役場・社協内）		■	■	■	■	■	■			
(2) 評価委員会										
1 回目会議（諮問・委嘱・評価）					●					
2 回目会議（評価・答申案提示）							●			
答申								●		
(3) 予算要求時期								←→		

【なぜ今評価するのか？】

- 評価を行い、その取組の現状と今後の方向性を確認することで、予算が必要なものは、予算要求時期に対応が可能となる。
- 予算の変更が無いものについても、早めの評価を行うことで、次年度以降に向けた検討に活かすことが可能となる。